

みどりの食料システム法の認定制度等について

令和 8 年 3 月
農林水産省

目次

①	みどりの食料システム戦略（概要）	・ ・ ・ ・ ・ 2
②	みどりの食料システム法のポイント	・ ・ ・ ・ ・ 3
③	環境負荷低減事業活動とは	・ ・ ・ ・ ・ 5
④	みどり法に基づく特定区域とは	・ ・ ・ ・ ・ 9
⑤	特定環境負荷低減事業活動とは	・ ・ ・ ・ ・ 11
⑥	有機農業栽培管理協定	・ ・ ・ ・ ・ 13
⑦	基盤確立事業	・ ・ ・ ・ ・ 15
⑧	みどり投資促進税制	・ ・ ・ ・ ・ 18
⑨	みどり戦略交付金等関係予算	・ ・ ・ ・ ・ 22



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、気候変動の影響や資材調達不安定化が年々深刻化。食料システムの持続性確保は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開。また、アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法 (R6改正)
食料・農業・農村基本計画 (R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法 (R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定

〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕

- ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定

〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕

※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化

※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援

※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定

調達

脱輸入・脱炭素・環境負荷の低減の推進



消費

持続可能な消費の拡大や食育の推進

みどりの食料システム戦略では
2050年までに

- ✓ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化
- ✓ 化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減
- ✓ 化学肥料使用量の30%低減
- ✓ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ✓ 事業系食品ロスの最小化
- ✓ 食品製造業の自動化等による労働生産性の向上
- ✓ エリートツリーの活用割合を90%に拡大
- ✓ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率100%を実現

2020 2030 2040 2050

など計14のKPIを設定

持続可能な加工・流通システムの確立

生産

高い生産性と両立する持続可能な生産体制の構築



加工・流通

戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換等



J-クレジットの活用推進

中干し期間の延長、バイオ炭の施用等

環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (通称: MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

国際ルールメイキングにおけるプレゼンス発揮へ

将来にわたる
持続可能な食料システムの確立

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行）

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
（環境負荷低減事業活動実施計画等）

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

- みどりの食料システム法の計画認定を受けることで、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。
- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を措置

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
（基盤確立事業実施計画）

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品等持続的供給促進資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○全都道府県で計32,000以上の経営体を認定

○34道府県93区域で特定区域を設定

特定計画が7県10区域で認定

○有機農業を促進するための栽培管理協定が 茨城県常陸大宮市で2件締結

（令和8年1月末時点又は3月末時点）

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○105の事業者を認定（令和8年3月末時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

環境負荷低減事業活動とは

- 環境と密接に関連し、相互に影響を及ぼす農林漁業について、土壌・水質の汚染や生物多様性の低下、温室効果ガスの排出といった環境への負荷に着目し、その低減を図る事業活動を促進。

□ 環境負荷低減事業活動とは…（法第2条第4項）

【定義】農林漁業者が、当該農林漁業者の行う農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動

（1）農林漁業者（又はこれらの者の組織する団体）が行う事業活動であること

（2）以下のいずれかに掲げる事業活動であること

①土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動

- 有機農業の取組を含みます。



堆肥の施用による土づくり



燃油使用量の低減に資する施設園芸用ヒートポンプ

②温室効果ガスの排出の量の削減に資する事業活動

- 具体的には、燃油使用量等の低減を図るための省エネ設備の導入、メタンの排出量の低減を図るための家畜排せつ物の強制発酵や脂肪酸カルシウム飼料の給与、水田における中干し期間の延長等の取組を指します。（いわゆる農林漁業の「排出削減対策」が広く該当します。）

③別途、農林水産大臣が定める事業活動

【告示】

- ・水耕栽培等における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・環境中への窒素・リン等の流出を抑制する飼料の投与等
- ・バイオ炭の農地への施用
- ・プラスチック資材の排出又は流出の抑制
- ・化学肥料・化学農薬の使用低減と合わせ、地域における生物多様性の保全に資する技術等を用いて行う事業活動



農地土壌に炭素を貯留



生分解性マルチの使用

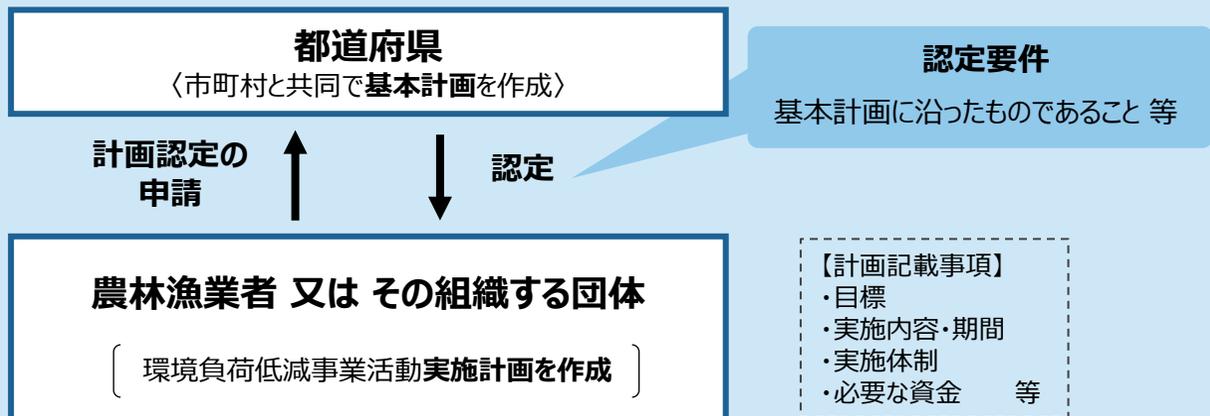
（3）農林漁業の持続性の確保に資するものであること

当該事業活動が経済的な合理性を有しているものであること。具体的には、環境負荷低減事業活動に伴って増大する生産コストの低減等に取り組み、農林漁業の所得の維持又は向上を図るものであること。

環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- 都道府県知事が、環境負荷低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を税制・金融措置により支援。

認定スキーム



省力的な有機栽培を可能とする
高効率水田用除草機



メタンの排出抑制、
良質な堆肥生産に資する
堆肥処理施設



軽量・小型の
漁船用低燃費エンジン

<基本方針第2 環境負荷低減事業活動の実施に関する基本的事項>

- ・「その組織する団体」とは、農協、集落営農組織その他法人格の有無にかかわらず農林漁業者を直接又は間接の構成員とする共同組織をいう。
- ・実施計画の目標は、基本計画の推進に資するよう、適切な数値指標を用いて定めること。
- ・環境負荷低減事業活動の実施期間は、5年間を目途に定めるものとする。

認定者に対する支援措置

農林漁業者等向け

○補助金の採択要件

- ・先進的有機農業拡大促進事業、有機転換推進事業、みどりハード事業※1

○課税の特例（法人税・所得税）

- ・環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）

○農業改良資金通法の特例

- ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
- ・償還期間の**延長**（10年→12年）

○林業・木材産業改善資金助成法の特例

○沿岸漁業改善資金助成法の特例

- ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
- ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）

○家畜排せつ物法の特例

- ・日本公庫による**長期低利資金**
（畜産経営環境調和推進資金）の貸付適用
〔メタンの排出抑制・良質な堆肥の供給に資する堆肥化施設等の整備を支援〕

関連する措置を行う食品事業者向け

○食料システム法の特例

- ・日本公庫による**長期低利資金**
（食品等持続的供給促進資金※2）の貸付適用
〔環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物を用いた食品の製造・流通施設の整備等を支援〕

※1 認定者のうち、大規模有機農業者に限る。

※2 旧：食品流通改善資金

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。

みどりの食料システム法に基づく生産者の認定状況※（令和8年1月末時点）

都道府県	認定者数（経営体数）	都道府県	認定者数（経営体数）
北海道	367	滋賀県	53
青森県	120	京都府	406
岩手県	3,913	大阪府	25
宮城県	1,797	兵庫県	136
秋田県	241	奈良県	92
山形県	129	和歌山県	749
福島県	521	鳥取県	68
茨城県	683	島根県	317
栃木県	1,461	岡山県	45
群馬県	473	広島県	47
埼玉県	125	山口県	282
千葉県	220	徳島県	294
東京都	11	香川県	94
神奈川県	142	愛媛県	1,275
山梨県	160	高知県	609
長野県	159	福岡県	24
静岡県	367	佐賀県	62
新潟県	193	長崎県	361
富山県	494	熊本県	1,933
石川県	841	大分県	68
福井県	11,098	宮崎県	135
岐阜県	120	鹿児島県	475
愛知県	303	沖縄県	378
三重県	150	合計	32,016

※みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者。

みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

- 令和5年度から各都道府県による農林漁業者の計画認定（みどり認定）が本格的に開始され、令和6年中に**全都道府県において申請が可能**となり、**32,000**以上の経営体が認定（令和8年1月末時点）されている。
- 税制・融資の特例や補助事業の優先採択等を活用しながら、JAなどグループでの取組も広がっている。
- 引き続き、税制特例などのメリット措置の丁寧な周知や各地の認定事例などの積極的発信により、さらなる認定拡大を図っていく。

（有）松永牧場（島根県）



乳用牛・肉用牛において、飼料作物の栽培における**牛ふん堆肥の施用**による化学肥料・化学農薬の使用低減や、**食品残渣の飼料化**による温室効果ガスの排出量削減に取り組む。

（株）海苔の海新丸（福岡県）



かいしんまる
海苔の養殖で使用する漁船について、**燃費の良いエンジンへの換装と操作性向上を図るためのサイドスラスタ**を導入し、燃油の使用量・温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。**沿岸漁業改善資金**を活用。

大分県椎茸農業協同組合（大分県）



36経営体(グループ認定)で、**省エネ型の椎茸乾燥機**の導入により、燃油の使用量・温室効果ガスの排出量の削減に取り組む。交付金の優先採択をメリット措置として活用。

ふくお たく 福尾 拓氏（北海道）

大根及び人参の栽培において、**生産物の茎葉のすき込みによる土づくり**を行い、**有機JAS栽培**に取り組む。取組面積拡大のために、**農業改良資金**を活用し、大根引き抜き機や人参収穫機を導入。



岩手ふるさと農業協同組合（岩手県）

JA組合員の水稻生産者3,756経営体(グループ認定)で、**秋耕及び中干しの延長**による温室効果ガスの排出量削減や、化学肥料・化学農薬の使用量を5割以下に低減した**特別栽培米の拡大**に取り組む。消費者へのPR効果を期待し、認定を取得。



（株）カントウ（群馬県）

65万羽規模の育雛養鶏場において、**家畜のふん尿の強制発酵**や、**アミノ酸バランス飼料**を活用し、温室効果ガスの排出削減に取り組む。



なみかわ まさあき 並川 眞明氏（滋賀県）

いちごのハウス栽培で**耐久性の高いビニール**を導入することにより、プラスチック資材の使用量及びコストの削減に取り組む。



【参考】業種別認定数（令和7年3月末時点：毎年度末に報告）
合計27,641経営体のうち、
耕種27,517経営体、畜産86経営体、林業39経営体
（うち1経営体は耕種・畜産の両業種で認定取得）

みどりの食料システム法に基づく特定区域とは

- 特定区域は、地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む計画が基本計画に位置付けられたモデル地域。
- 特定区域の設定に当たっては、特定区域の範囲やその中で行われる取組の内容についてそれぞれ要件を満たすよう計画を作成する必要。区域内では、有機農業の栽培管理協定や国庫補助事業の優遇等のメリットあり。

✓ 特定区域とは

地域ぐるみで以下①～③の環境負荷低減に取り組む計画が地方自治体の基本計画に位置づけられた地域

①有機農業による生産活動

(例：有機農業の団地化)



独自ブランドの確立

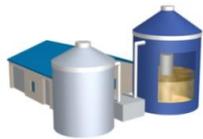


有機農業のための栽培管理協定の締結

②廃熱その他の地域資源の活用により

温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動

(例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成)



工場



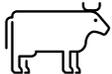
廃熱・廃CO₂
を供給



施設園芸団地で活用

③環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動

(例：ペレット堆肥の活用による資源循環の取組)



家畜



排せつ物の堆肥化・ペレット化



地域ぐるみで施用

✓ 特定区域設定の要件

- ☑ 設定する区域は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまりを有すること
- ※ オーガニックビレッジなど市町村ぐるみで取り組む場合などは、市町村全域での設定も可能!
- ☑ 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして相当程度の事業規模で取り組むこと
- ☑ 生産方法又は流通・販売方法の共通化を図ること
- ☑ 地方自治体と連携して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること

範囲
の要件

取組内容
の要件



特定区域設定のメリット

①特定環境負荷低減事業活動の認定取得が可能

⇒認定を取得すると、機械・施設の導入時にみどりハードの活用が可能

②有機農業を促進するための栽培管理協定の締結が可能

③国庫補助の予算事業で優遇

(例：オーガニックビレッジ事業において、特定区域の設定に向けて取り組む地域を支援します。)

その他、地域ぐるみで環境低減に取り組んでいることをアピールできます!

さらに詳しく知りたい場合・・・

特定区域設定の手引きをご参照ください。

特定区域設定の手引き →



みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定状況

○ 地域ぐるみで環境負荷低減の取組を行う特定区域は、34道府県93区域で設定（令和8年3月31日時点）

類型ごとの区域数(重複有)

有機農業★	78区域
GHG削減★	6区域
先端技術の活用★	15区域

中国四国ブロック（15区域）

- 鳥取県 八頭町★
- 島根県 浜田市★、江津市★、美郷町★、津和野町★
- 岡山県 真庭市★、新庄村★
- 広島県 神石高原町★
- 徳島県 徳島市★、小松島市★、阿南市★、阿波市★、海陽町★
- 高知県 馬路村★、本山町★

北海道ブロック（6区域）

- 北海道 湧別町★、岩見沢市★、安平町★、新十津川町★、赤井川村★、旭川市★

北陸ブロック（8区域）

- 新潟県 新発田市★、阿賀野市★、佐渡市★
- 富山県 南砺市★、富山市★
- 石川県 白山市（2区域）★
- 福井県 越前市★

東北ブロック（13区域）

- 青森県 黒石市★
- 宮城県 山元町★、涌谷町★、加美町★、美里町（2区域）★
- 秋田県 登米市★、大崎市★
- 山形県 大潟村★
- 福島県 西川町★、川西町★、長井市★、喜多方市★

九州・沖縄ブロック（13区域）

- 長崎県 雲仙市★、南島原市★、五島市★
- 熊本県 山都町★、南阿蘇村★、菊池市★
- 大分県 佐伯市★、臼杵市★、豊後高田市★
- 宮崎県 えびの市★、宮崎市★、綾町★
- 鹿児島県 南種子町★

関東ブロック（19区域）

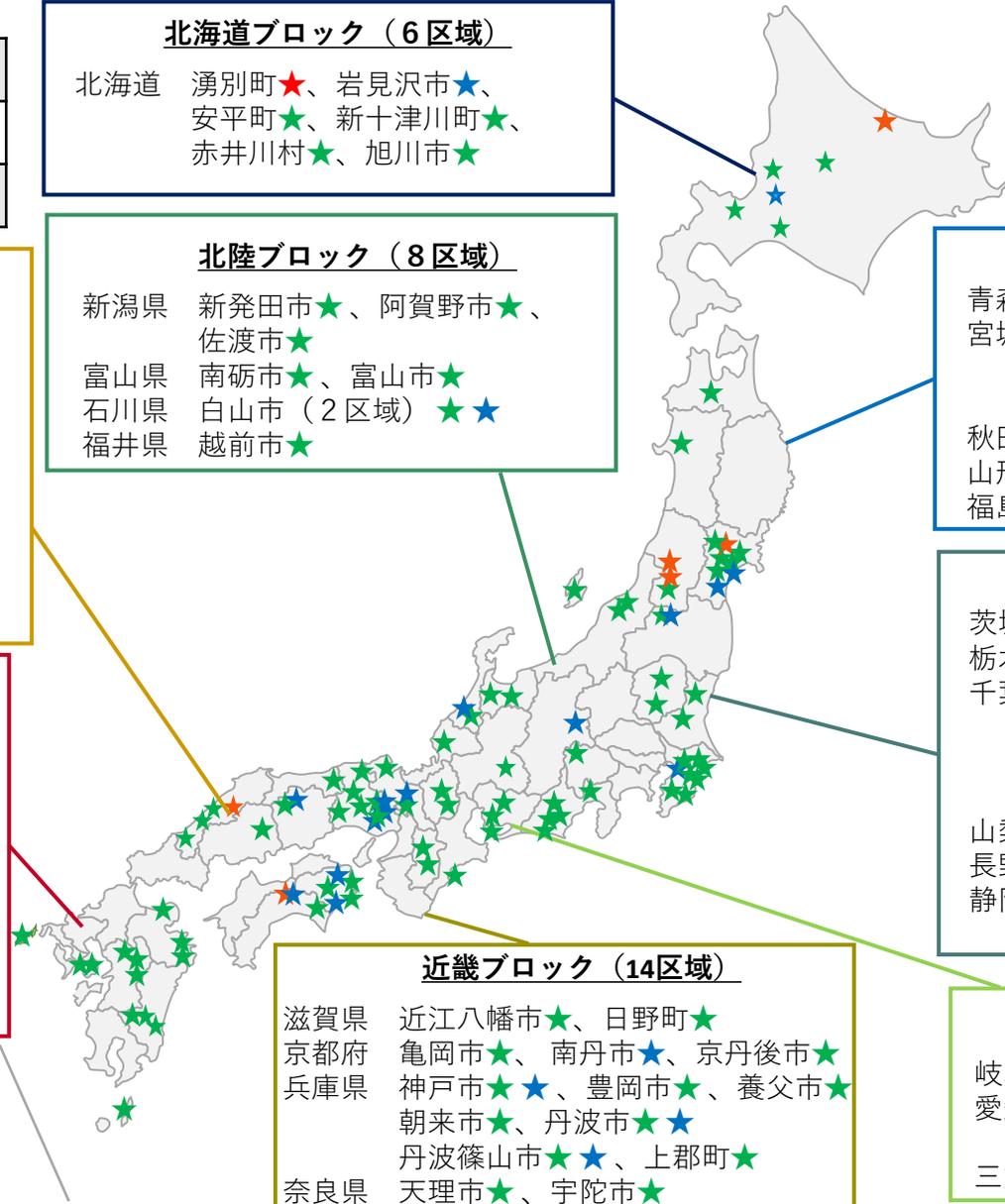
- 茨城県 石岡市★、常陸大宮市★
- 栃木県 塩谷町★、野木町★
- 千葉県 千葉市★、木更津市★、成田市★、佐倉市★、匝瑳市★、いすみ市★、神崎町★、多古町★
- 山梨県 北杜市★
- 長野県 佐久市★
- 静岡県 藤枝市★、掛川市★、島田市★、川根本町★、富士宮市★

近畿ブロック（14区域）

- 滋賀県 近江八幡市★、日野町★
- 京都府 亀岡市★、南丹市★、京丹後市★
- 兵庫県 神戸市★、豊岡市★、養父市★、朝来市★、丹波市★
- 奈良県 丹波篠山市★、上郡町★、天理市★、宇陀市★

東海ブロック（5区域）

- 岐阜県 白川町★
- 愛知県 岡崎市★、大府市★、南知多町★
- 三重県 尾鷲市★



特定環境負荷低減事業活動とは

- 地域の関係者が一体となって、地域の未利用資源や先端技術などを活用しながら、環境負荷低減事業活動に取り組むことで、持続的に発展できるモデル地区の創出を促進。

□ 特定環境負荷低減事業活動とは…（法第15条第2項第3号）

【定義】特定区域の区域内において、**集団又は相当規模**で行われることにより地域における農林漁業由来の環境負荷の**低減の効果を高める**ものとして**農林水産省令**で定める環境負荷低減事業活動

要件

地域ぐるみでの有機的な連携体制を確保し、
生産団地を形成

- 二戸以上の共同又は地域の実態に照らして**相当程度の事業規模**で取り組むこと
- **生産方法又は流通・販売方法の共通化**を図ること
- **地方自治体と連携**して、地域における環境負荷低減事業活動の普及拡大に努めること（例：技術普及・指導、新技術の実証、視察受入れ、地域の事業者との連携）



以下の活動類型のいずれかに該当すること

【告示】

- ①**有機農業による生産活動**
（例：有機農業の団地化）
- ②**廃熱その他の地域資源の活用により温室効果ガスの排出量の削減に資する生産活動**
（例：工場の廃熱・廃CO₂を活用した園芸団地の形成）
- ③**環境負荷の低減に資する先端的な技術を活用して行う生産活動**
（例：地域ぐるみでのスマート技術のシェアリング）



ドローンによる防除の最適化



ドローンのバッテリー充電施設

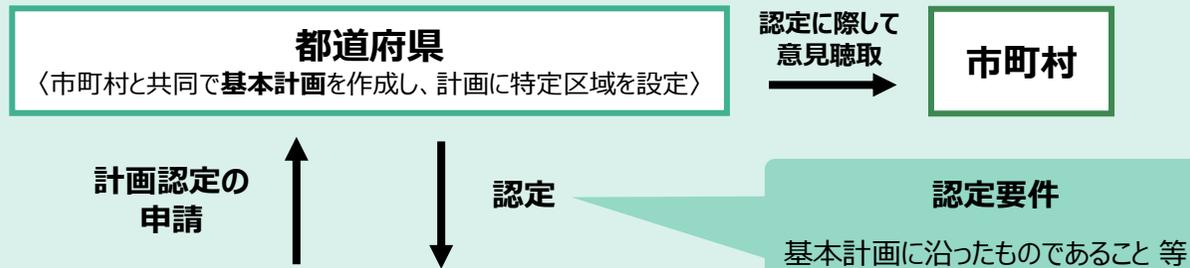
地方自治体が設定する特定区域の区域で実施すること

- ・ 地方自治体の区域内で、モデル的な取組を行う団体等があれば、積極的に特定区域の設定を御検討ください。
- ・ 区域設定は、自然的社会的諸条件からみて一定のまとまり※があれば、設定が可能です。
※ 旧行政区（旧市町村）、学区、大字、農業集落等（合理的説明がつけば飛び地での設定も可能です。）

特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定スキーム

- **特定区域内**で行われる特定環境負荷低減事業活動に対しては、税制・金融による支援措置に加え、事業活動に必要な施設整備等に係る行政手続をワンストップ化。

認定スキーム



農林漁業者 又は その組織する団体

- ・特定環境負荷低減事業活動**実施計画**を作成
- ・事業活動に**関連する措置***として、認定を受けようとする者以外の者が行う取組を計画に**位置付けることも可能**

※事業活動に**不可欠な資材**（化学肥料に代替する堆肥等）又は**機械類その他の物件の提供**や、事業活動により生産された農林水産物の付加価値の向上に資する加工・流通を行う取組



ドローンによる農薬散布



バッテリー保管・充電施設



栽培体系の共通化



共同出荷作業

先端技術の地域ぐるみでの活用

有機農業の団地化

認定者に対する支援措置

- **補助金の採択要件**
 - ・先進的有機農業拡大促進事業、有機転換推進事業、みどりハード事業
- **課税の特例（法人税・所得税）**
 - ・特定環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
- **農業改良資金通法の特例**
- **林業・木材産業改善資金助成法の特例**
- **沿岸漁業改善資金助成法の特例**
 - ・貸付資格認定の**手続のワンストップ化**
 - ・償還期間の**延長**（10年→12年 等）
- **家畜排せつ物法の特例**
- **食料システム法の特例**
 - ・日本公庫による**低利資金**の貸付適用
- **補助金等適正化法の特例**
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限に係る承認**手続のワンストップ化**
- **農地法の特例**
 - ・農地転用許可の**手続のワンストップ化**
- **酪肉振興法の特例**
 - ・草地の形質変更の届出の**ワンストップ化**

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。

有機農業を促進するための栽培管理に関する協定

- ・ 有機農業は、農薬の飛散防止、病害虫のまん延防止などに留意して取り組む必要があり、周囲の調整が課題
- ・ 基本計画で定められた特定区域内において、市町村長の認可を受けて、農業者同士が栽培管理についての協定を締結できる制度を創設し、地域ぐるみで有機農業の団地化を促進

協定の締結

<協定に定める事項>

- 協定の対象となる農用地の区域（協定区域）
　　<基本方針第三の3>
- 栽培の管理に関する事項
- 協定の有効期間
　　（～5年）
- 協定に違反した場合の措置

等

（栽培の管理に関する事項のイメージ）

有機農業者

- 適切な肥培管理の実施
　　〔雑草防除
　　・防虫ネットやマルチの利用 等〕
- 緩衝地帯の設置
- 病害虫が発生した場合の措置



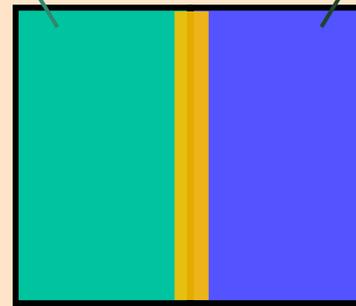
防虫ネット

慣行農業者

- 化学農薬の飛散防止措置
　　（使用時の事前通知・立ち合い等）
- 水・土壌の有機ほ場への流入
　　防止措置（畔塗りの実施等）
- 病害虫が発生した場合の措置



ドリフト低減型ノズル



緩衝地帯

市町村長*の認可

（公告・縦覧）

*協定区域が2以上の市町村の区域にわたる場合は都道府県知事

協定区域内の農用地に係る農用地所有者等*の全員の合意が必要です。
地域の農業上の土地利用の在り方を定めている各種計画に適合したものである必要があります。

*所有権、賃借権、使用収益権等を有する者

協定の効果

- 協定締結後に当該農用地の所有者等になった者に対しても、協定の効力が発生します。
- 当該農用地の所有者は、市町村に対して、協定区域内の農用地を農用地区域に編入するよう要請できます。
　　（農用地区域に編入されると、農地整備事業や多面的機能支払交付金等の対象となります。）

特定環境負荷低減事業活動の認定・有機農業を促進する栽培管理協定

- 特定区域において、地域ぐるみで有機農業の団地化等に取り組む**特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定**及び有機農業とそれ以外の農業を行う者が市町村長の認可を得てそれぞれ栽培管理に関する取り決めを行う**有機農業を促進するための栽培管理協定の締結**が可能。
- 令和8年1月末時点で、**特定計画は7県10区域で11計画を認定**、3月末時点で、**有機協定は茨城県常陸大宮市で2件（鷹巣地区、三美地区）締結**。
- 特定計画の認定を受けた生産者等に対して**機械導入等の支援**を行い、認定の推進に取り組む。

特定計画の認定

江津市有機農業協議会（島根県）

- ・ 島根県江津市の特定区域において、**有機農業の団地化**に取り組む**江津市有機農業推進協議会**（8経営体、栽培品目：水稲・葉物野菜）の**特定計画を認定**。
- ・ 島根県と連携した新技術の実証や、JAしまねと連携して販売動向に応じた農産物の販売を通して、**有機農業の普及拡大を目指す**。



協議会総会の様子



現地勉強会の様子



農産物販売の様子

ハード支援

みどりの事業活動を支える体制整備

- ・ 特定計画の認定を受けた者等が行う**化学肥料・化学農薬の使用低減**に資する取組に必要な**機械や施設の導入**を支援。



導入



水田除草機



堆肥舎

特定計画の認定者、関連措置実施者等

有機協定の締結

茨城県常陸大宮市

- ・ 茨城県常陸大宮市の特定区域（鷹巣地区）のうち、主に水稲を栽培している16.3ha（132筆）において、**全国で初めて有機農業を促進するための栽培管理に関する協定が締結**。
- ・ 協定には、有機栽培をする者が病虫害発生抑制及び緩衝地帯の設定に取り組むことや、慣行栽培をする者が農薬の飛散防止に努めることなどを規定。
- ・ 協定の締結によって、有機農業者への**農地の集積・集約化**が進むとともに、地域で有機農業を推進する意識が醸成され、**生産者だけでなく地域ぐるみで農道の管理等を行うきっかけ**となった。



市長(写真左)と協定を締結した鷹巣区長(写真右)



協定区域（16.3ha）



協定区域で収穫されたコメ

基盤確立事業実施計画の認定スキーム

- 主務大臣は、機械・資材メーカーや食品事業者等が作成する基盤確立事業実施計画を認定し、認定された計画に基づく取組を各種特例措置により支援。

基盤確立事業とは・・・（法第2条第5項）

農林漁業由来の環境負荷の低減を図るために行う取組の基盤を確立するために行う事業

(①～⑥)

国（主務大臣）

計画認定の申請 ↑ ↓ 認定

事業者

〈基盤確立事業実施計画を作成〉

- ① 先端的技術の研究開発及び成果の移転の促進
- ② 新品種の育成
- ③ 資材又は機械の生産・販売
- ④ 機械類のリース・レンタル
- ⑤ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を不可欠な原料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要開拓
- ⑥ 環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の流通の合理化

（地方農政局等を経由して、農林水産省及び関係省庁が協議し、認定を行います。）

主な認定要件

- 1 基本方針に適合し、当該事業を確実に遂行するために適切なものであること
- 2 農林漁業由来の環境負荷の低減の効果の増進又は環境負荷の低減を図るために行う取組を通じて生産された農林水産物の付加価値の向上に相当程度寄与するものであること（事業展開による効果の広域性や、技術の普及状況等を踏まえた先進性等が必要です。）

※生産者向け投資促進税制の対象機械としての確認を受ける場合

（①～③を満たす必要があります。）

- ① 以下のいずれかに該当すること
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- ② 10年以内に販売されたモデルであること
- ③ 農業者の取得価額が100万円以上になると見込まれること

認定者に対する支援措置

- 補助金の採択要件
 - ・みどりハード事業
- 課税の特例（法人税・所得税）
 - (1) 資材メーカー・食品事業者等向け
化学肥料・化学農薬に代替する生産資材の専門の製造施設・設備等の導入に対する投資促進税制（特別償却）
 - (2) 機械メーカー向け（対象は生産者）
生産者が環境負荷低減事業活動に必要な機械を導入する際に投資促進税制が適用（特別償却）
〔販売する設備について、生産者の投資初期の負担を軽減〕
- 補助金等適正化法の特例
 - ・補助金等交付財産の処分（目的外使用等）の制限解除に関する承認手続のワンストップ化
- 農地法の特例
 - ・農地転用許可の手続のワンストップ化
- 種苗法の特例
 - ・品種登録の出願料及び登録料の減免
- 食料システム法の特例
 - ・日本公庫による長期低利資金の貸付適用
- 中小企業者向け金融支援【非法律事項】
 - ・日本公庫による低利資金
（新事業活動促進資金 特別利率②）の貸付適用
〔機械・資材メーカーによる、環境負荷低減に資する先進的な製品の増産のための設備投資に対する資金繰りを支援〕

※その他、各種補助金での採択ポイントの加算などのメリット措置を受けられます。

※認定類型ごとに活用できる支援措置が異なります。

みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業の認定状況

- 令和8年3月末時点で、環境負荷低減に資する研究開発や機械・資材の販売等を行う**105の事業者**の取組を認定。化学肥料・化学農薬の低減に資する農業機械**93機種**がみどり税制の対象となっている。
- **全6類型**で認定が行われ、特に化学肥料・化学農薬の低減に役立つ機械・資材等の普及に向けた取組が拡大。

研究開発・実証（5件）	新品種の開発（2件）	資材・機械の生産・販売（88件）
<p>(株)AGRI SMILE(東京)</p>  <p>農作物を原料とし、植物の養分吸収活性を高める“食品残渣型バイオスティミュラント”を開発。</p> <p>EF Polymer(株)(沖縄)</p>  <p>農作物残渣を原料とし、土壌の保水力・保肥力を向上させる“超吸水性ポリマー”を開発。</p>	<p>(地独)北海道立総合研究機構(北海道)</p>  <p>北海道で広く栽培されている稲、小麦、ばれいしょについて、病害虫に強い品種を育成。</p> <p>はじめクリエイト(株)(大阪)</p>  <p>黄色玉ねぎについて、「べと病」が発生しやすい春先より前に収穫可能な極早生の品種を育成。</p>	<p>(株)日本チャンキー(栃木)</p>  <p>鶏ふんを原材料とした有機ペレット堆肥の普及拡大。 【みどりハード※を活用】</p> <p>(株)天神製作所(宮崎)</p>  <p>堆肥の生産を効率的に行う自動攪拌機の普及拡大。 【みどり税制対象機械】</p>
機械のリース・レンタル（2件）	新商品の開発（5件）	流通の合理化（4件）
<p>(株)ハタケホットケ(長野)</p>  <p>水田内を走行し、水を濁らせることで雑草の成長を阻害し、除草作業を効率化する抑草ロボットのレンタル拡大。</p> <p>(株)ユニック(東京)</p>  <p>傾斜のある水田畦畔や果樹園における除草作業を効率化、軽労化する電動ラジコン草刈機のリース・レンタル拡大。</p>	<p>(株)神門(北海道)</p>  <p>有機韃靼そばを原料とした乾麺の有利販売と有機農業の取組拡大を図る。 【みどりハード※を活用】</p> <p>千代菊(株)(岐阜)</p>  <p>有機栽培米を使用した日本酒の消費拡大。</p>	<p>(株)オプティム(東京)、(株)オプティムアグリ・みちのく(青森)</p> <p>ドローン等を用いて化学農薬の使用を低減した米を各地の拠点で集約・出荷する体制を構築し、ブランド米として付加価値を向上。</p> <p>大分県農業協同組合(大分)</p> <p>化石燃料や化学農薬の使用を低減して生産したハウスみかんを区分管理して流通させることで、付加価値を向上。 【みどりハード※を活用】</p>

※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R6補正）のうちみどりの事業活動を支える体制整備等
※1つの事業者が複数の類型で認定を受ける場合があります。

主な支援措置一覧

【環境負荷低減事業活動】

対象者	融資	取組のイメージ（例）	税制
農業者	農業改良資金 (無利子、償還期間の延長)	化学肥料・化学農薬の使用低減に資する除草機、可変施肥機等の導入	みどり投資促進税制 ※化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む場合に限る ※対象機械は、国が基盤確立事業で確認したものに限り
	畜産経営環境調和推進資金 (利率：2.50%、20年以内)	自らの事業活動に伴うメタン排出の抑制に資する家畜排せつ物の強制攪拌装置等を備えた施設の導入	
林業者等	林業・木材産業改善資金 (無利子、償還期間の延長)	木質バイオマス燃料の生産に資する移動式チップパー等の導入	
漁業者	沿岸漁業改善資金 (無利子、償還期間の延長)	漁船の省エネ化に資する低燃費エンジン等の導入	

【基盤確立事業】

対象者	融資	取組のイメージ（例）	税制
機械メーカー 支援サービス事業者 (機械のリース・レンタル)	新事業活動促進資金 (利率：特別利率②1.75～2.75%、20年以内) 基準利率:2.40～3.40% ※中小企業に限る	環境負荷低減に資する機械等の製造ラインの増設	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材の製造に限る (例：混合堆肥複合肥料、ペレット堆肥、生物農薬 等)
資材メーカー等	新事業活動促進資金 (利率：特別利率②1.75～2.75%、20年以内) 基準利率:2.40～3.40% ※中小企業に限る	環境負荷低減に資する資材等の製造ラインの増設	
食品事業者	食品等持続的供給促進資金 【旧：食品流通改善資金】 (利率：2.05～3.15%、25年以内) ※中小企業に限る	環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物の付加価値向上に資する新商品開発・製造に必要な設備や流通の効率化施設等の導入	みどり投資促進税制 ※化学肥料又は化学農薬に代替する資材製造に限る (例：食品残渣を活用した堆肥 等)

※金利表示は、令和8年3月18日現在のもの

※融資の利用に当たっては、別途日本政策金融公庫等による審査が必要

みどり投資促進税制

- 有機農業や化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む生産者や、環境保全型農業に必要な有機肥料などの資材を広域的に供給する事業者の設備投資を後押しします。

概要

- ・ 都道府県知事の認定を受けた生産者や、国の認定を受けた資材メーカー・食品事業者等が一定の設備等を新たに取得等した場合に、**特別償却（機械等32%、建物等 16%）**の適用が受けられます。
- ・ 本税制は、**令和10年3月31日までの間に、認定実施計画**に基づき対象設備等を取得し、**当該事業の用に供した場合**に適用されます。

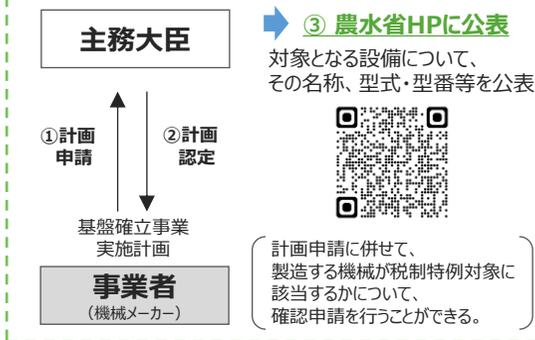
機械等と一体的に整備する建物等も対象になります！

① 生産者向け

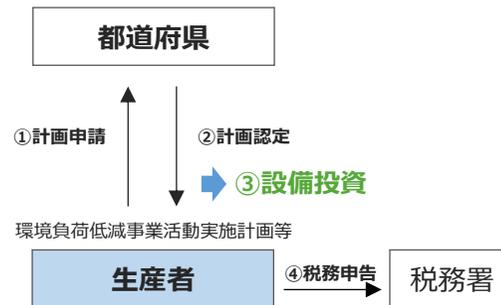
<対象となる設備等の要件>

- 以下について、メーカーが**国の確認を受けた設備等**であること
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる設備等
 - ・ 化学肥料・化学農薬の使用を低減させる事業活動の安定に不可欠な設備等
- 10年以内に販売されたモデルであること
- 取得価額が100万円以上であること

対象設備の確認スキーム



<手続イメージ>



② 事業者向け

<対象となる設備等の要件>

化学肥料又は化学農薬に代替する資材を製造する専門の設備等であること



良質な堆肥を供給する自動攪拌装置

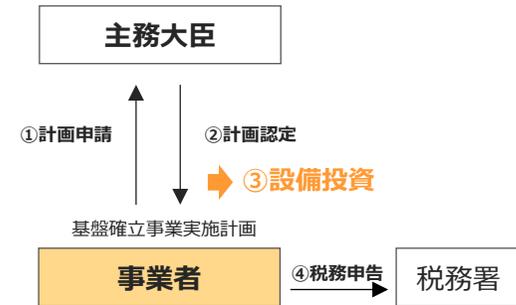


ペレタイザー



バイオコンポスター

<手続イメージ>



(参考) 特別償却活用の効果

- 環境負荷低減^{※1}に取り組む生産者及び広域的に生産資材の供給を行う事業者が計画認定制度に基づき設備等を整備する場合に、**みどり投資促進税制**（特別償却）を活用することにより、**導入当初**の所得税・法人税負担が軽減されます。

※1 化学肥料・化学農薬の使用低減のことをいう。

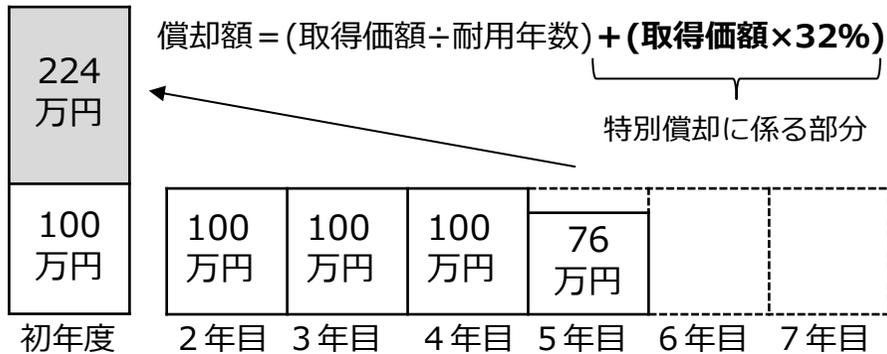
【法人税における特例のイメージ^{※2}】

$$\text{法人税} = (\text{益金} - \text{損金 (償却額)}) \times \text{税率}$$

⇒ 特別償却により、**導入当初**において、**通常の償却額に一定額を上乗せした償却**が認められます。

※2 特別償却について定額法で試算したものであり、実際の計算と異なる場合がある。

約700万円の機械を整備した際の特別償却（32%）

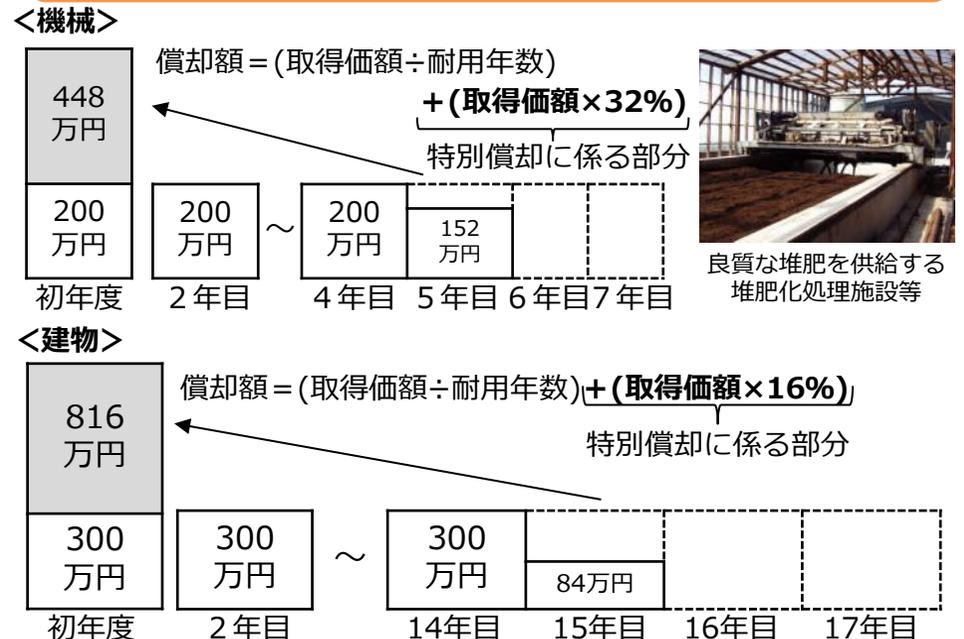


化学肥料の施肥量を減少させる
土壌センサ付可変施肥田植機



省力的な有機栽培を可能とする
高能率水田用除草機

約1,500万円の機械と約5,000万円の一体的な建物を整備した際の特別償却（機械32%、建物16%）

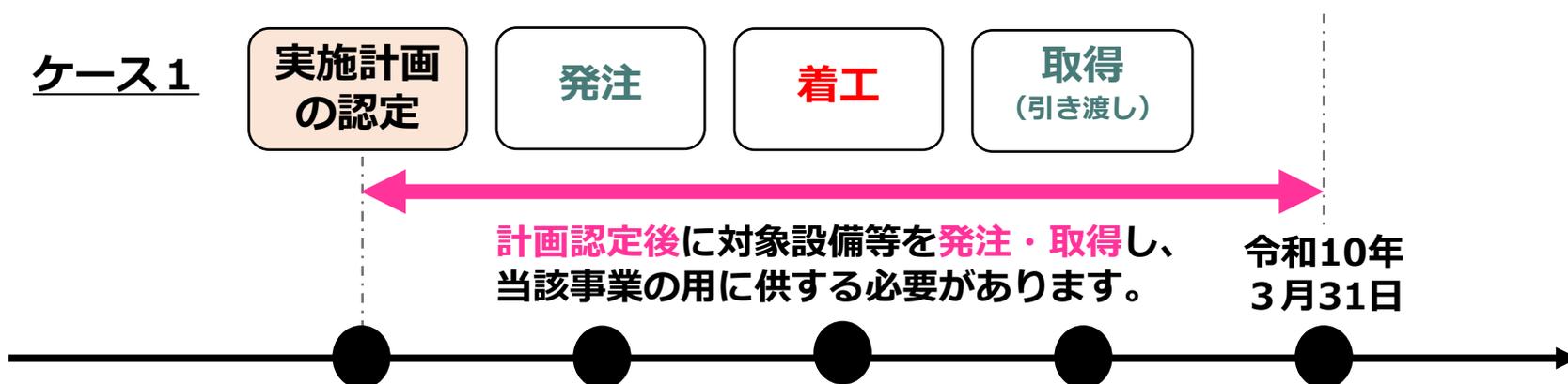


良質な堆肥を供給する
堆肥処理施設等

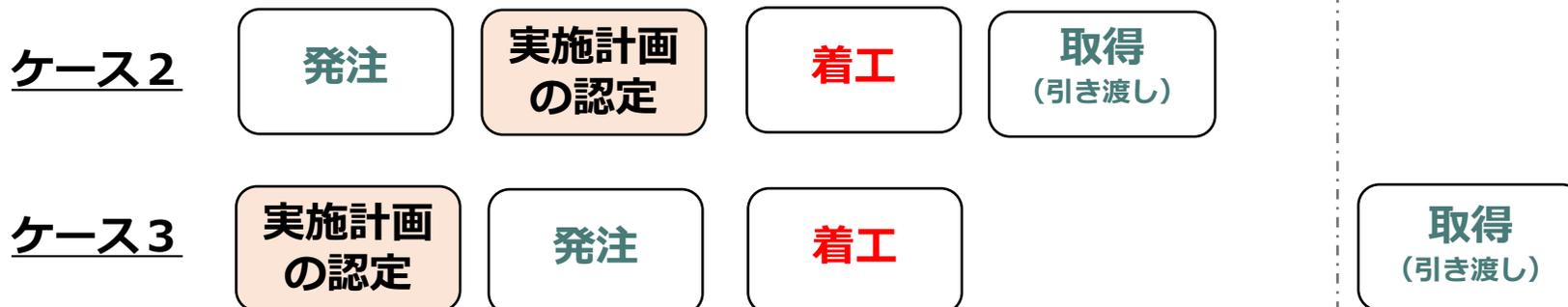
(参考) 課税の特例の対象となる設備取得のタイミングについて

- 実施計画の認定を受けた後で、対象設備等を取得する必要があります。

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)



税制・融資特例の活用状況

- みどり法に基づき認定者を受けた環境負荷低減に取り組む農林漁業者（みどり認定者）及び生産者の取組を支える事業者（基盤確立事業者）は、設備投資の際に税制・融資の特例を活用することが可能。
- みどり法に基づく認定を受けて**税制の特例（みどり税制）**を活用予定の件数は、**28道府県**で**生産者は計144件**、**事業者は7件**、**融資の特例**を活用予定の件数は**26道府県**で**計100件**、**事業者は1件**。（令和8年1月末時点）

みどり認定者の活用事例

税制

しまむら まさたけ

畠村 雅武氏（滋賀県）



色彩選別機

水稻の栽培において、化学肥料・化学農薬の使用低減に取り組む。被害粒・異物混入等を除去し、品質面の向上を図るために、**みどり税制**を活用し、**色彩選別機**を導入。

融資

(株)丸尾牧場（兵庫）



堆肥製造施設

デントコーン等の飼料用作物の栽培において、堆肥を施用し、土壌への炭素貯留に取り組む。**畜産経営環境調和推進資金**を活用して**堆肥製造施設**を導入。

基盤確立事業者の活用事例

税制

三和油脂(株)（山形県）



ペレット製造機械

こめ油の精製過程の副産物である脱脂米糠や工場排水処理で生じる有機汚泥を活用した**堆肥ペレット等**を製造する設備を**みどり税制**及び**みどりハード※1**を活用して、新たに導入し、東北地域を中心に普及拡大を図り、化学肥料の使用低減に寄与。

融資

(株)フレッシュフーズ（北海道）



有機カット野菜サラダ



食品加工工場

有機カット野菜サラダを首都圏で販売するための製造拠点となる食品加工工場を、**食品流通改善資金※2**を活用して新たに導入し、関東地域を中心に普及拡大を図ることで、有機農業の取組拡大に寄与。

※1 みどりの食料システム戦略緊急対策交付金（R5補正）のうち環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

※2 現：食品等持続的供給促進資金

みどりの食料システム法の認定による主な補助事業等の優先採択 (R7補正・R8当初)

○ みどりの食料システム法の計画認定等を受けることで、例えば「みどりの食料システム戦略推進交付金」では、採択ポイントのうち特定区域の設定や農業者の計画認定等で最大20点がポイント加算されるなど、他省庁予算も含め、以下に示す補助事業等の優先採択が受けられるメリットがある。

優先項目

★ (特定) 環境負荷低減事業活動実施計画

★ 基盤確立事業実施計画

★ 特定区域での取組

農業関係

- みどりの食料システム戦略推進交付金 ★★
- 持続的生産強化対策事業のうち
 - 時代を拓く園芸産地づくり支援 ★
 - 果樹農業生産力増強総合対策 ★
 - ジャパンフラワー強化プロジェクト推進 ★★
 - 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進 ★
 - GAP拡大推進加速化事業 ★
- スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 ★★
- 強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ) ★★
- 国産青果物安定供給体制構築 ★★
- 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援 (新市場開拓用米等の販売拡大の取組) ★
- 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業 ★★
- 米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち
 - 生産力強化に向けた稲作経営モデル確立支援事業 ★★
 - 持続的種子生産総合対策事業 ★
- 国産小麦・大豆供給力強化総合対策のうち新たな生産・流通モデルづくり事業 ★
- 国内肥料資源利用拡大対策事業 ★★
- 戦略作物生産拡大支援のうち作付体系転換支援事業 ★
- 米粉需要創出・利用促進対策事業のうち米粉製品製造能力強化等支援対策事業 ★
- 集落営農連携促進等事業 ★
- 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業 (通常枠・特別枠) ★
- 新規就農者チャレンジ事業 ★
- 農地利用効率化等支援事業 ★
- 担い手確保・経営強化支援事業 ★
- 地域農業構造転換支援事業 ★
- 農山漁村振興交付金 ★★

畜産関係

- 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 (畜産クラスター事業) ★★
- 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援のうち有機飼料の生産支援 ★
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち肉用牛短期肥育・出荷月齢の早期化推進 ★★

林業関係

- 林業・木材産業循環成長対策交付金 ★★

水産関係

- 漁業構造改革総合対策事業 ★

輸出促進関係・食品産業関係

- グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ★★
- 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業 ★★
- 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業 ★★
- 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策 ★
- フードテックビジネス実証・実装事業 ★★
- 持続可能な食品等流通対策事業 ★★
- 食品等物流合理化緊急対策事業のうち物流生産性向上推進事業 ★★
- 強い農業づくり総合支援交付金 (うち卸売市場等支援タイプ) ★★
- 卸売市場緊急整備事業 ★★

研究開発・実証関係

- 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出のうち
 - オープンイノベーション研究・実用化推進事業 ★★
- 戦略的国際共同研究推進事業 ★★
- 生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発のうち
 - 食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発委託事業 ★★
 - 「食料安全保障強化に向けた水稻の低コスト・多収栽培技術の開発」以外の事業 ★★
- 農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発委託事業 ★★
- アグリテック系スタートアップ重点化支援対策のうちスタートアップ創出強化対策 ★

他省庁予算

- 酒類業振興支援事業費補助金【国税庁】 ★

優先採択等の詳細については、各事業の実施要綱・要領等を御確認願います。
令和8年度当初予算については、今後、内容が変更される場合があります。

<対策のポイント>

地球温暖化等の気候変動や生産資材の海外依存による農林漁業への影響が顕在化している中で、みどりの食料システム戦略に基づき、環境と調和のとれた食料システムを確立するため、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

地球温暖化や生産資材調達の不安定化が深刻化する中、環境と調和のとれた食料システムの確立の重要性は増大

調達

- 地域資源・再生可能エネルギーの活用
- 家畜排せつ物、食品残渣などを活用したバイオマスの地産地消など

生産

- 有機農業のスマート化
- 化学農薬・化学肥料の低減
- 施設園芸省エネルギー化
- 生分解性マルチの導入など



みどりの食料システム戦略

消費

- 環境負荷低減の取組の「見える化」
- 有機農産物のマルシェの開催や学校給食での利用など



加工・流通

- 環境負荷を低減した農産物の加工・流通の合理化
- 有機農産物専用加工設備の導入など



環境負荷低減と生産性向上を両立した食料・農林水産業を実現

1. 環境負荷低減や地域資源・エネルギー利用に向けたモデル的取組への支援

① 地域の関係者が集まった協議会に対し、以下の技術実証等を支援します。

- ア 化学農薬・化学肥料の使用量低減、高温等の気候変動への適応、アミノ酸バランス改善飼料の導入、先端技術による省力化等
- イ 収量・品質等を低下させずエネルギー投入量を低減できる施設園芸における栽培体系への転換
- ウ 農業由来廃プラスチックの新たなリサイクル技術等の資源循環や排出抑制のモデル的取組
- エ 営農型太陽光発電、次世代型太陽電池のモデル的取組

② 都道府県や市町村に対し、以下の体制づくり等を支援します。

- ア みどり認定者の生産面・販売面の課題解決をサポートするみどりトータルサポートチームの整備
- イ 地域の資源・再生可能エネルギーを循環利用する地域づくり（農林漁業循環経済先導計画）
- ウ 生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり

③ 農業者や事業者に対し、以下の取組にかかる経費等を支援します。

- ア 有機農業の拡大に向けたスマート農機の導入や販路確保等 【みどり法の認定を受けた農業者】
- イ 慣行農業から有機農業への転換、有機農業での就農 【みどり法の認定を受けた農業者】
- ウ 除草機や堆肥舎などの機械・施設の導入 【みどり法の特定認定を受けた農林漁業者】
- エ 堆肥プラントや物流・加工施設の導入等 【みどり法の認定を受けた事業者】
- オ バイオマスプラントの導入等 【地域のバイオマスを活用する事業者等】

2. 食料システム全体で取組を広げるための環境づくり

民間団体への委託または補助により、以下の取組を推進します。

- ア 関係者の理解促進やJ-クレジット創出拡大、環境負荷低減の取組の「見える化」の推進
- イ 有機農産物等の共同調達の取組や地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進に向けた専門家による相談対応などの支援
- ウ 新たな環境直接支払交付金創設に向けた事務効率化の検証、農林水産省の全事業に対する環境配慮のチェック・要件化の本格実施に向けた検証など

<事業の流れ>



<対策のポイント>

有機農業の更なる面的拡大を促進するため、スマート農業技術等の導入による地域の実情に応じた生産性向上や、有機農産物の保管や加工のための設備導入等を通じた販路の確保に取り組む農業者等を支援します。

<事業目標>

- 有機農業の面積 (6.3万ha [令和12年])
- スマート農業技術を活用した面積の割合 (50% [令和12年])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援します。

【支援内容】

- ① スマート農業技術等に関する機械等の導入
 (自動走行農機、高能率水田除草機・抑草ロボット、専用保管設備、スマート選別機等)
- ② 有機農業の拡大に向けた取組
 (ほ場での試験栽培、専用保管設備等の活用による流通体制の効率化、有機加工品の開発等を通じた販路拡大等)

【支援要件】

- ① スマート農業技術等の導入により有機農業の生産拡大に取り組むこと
- ② 地域計画に位置付けられた農業者等であること
- ③ みどり認定を受けている、又は申請を行っていること
 等の全ての要件を満たすこと

2. 有機農業拡大支援

1の支援対象者を含む地域一体の取組をサポートするため、都道府県、市町村等による専門家の派遣や講習会、販売促進活動等の取組を支援します。

<事業の流れ>



1. スマート農業技術等を活用した有機農業の拡大



2. 有機農業拡大支援



<対策のポイント>

有機農業の面積拡大に向けて、慣行農業からの転換等により新たに有機農業を開始する農業者に対し、取組面積に応じて支援します。

<事業目標>

有機農業の面積（6.3万ha〔令和12年〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 有機農業への転換推進

新たに有機農業への転換等に取り組む農業者に対し、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産開始に必要な経費相当額を支援します。

① 対象者 : ア 有機農業に取り組む新規就農者（就農後3年以内）
 イ 慣行農業から有機農業への転換に取り組む農業者
 (※) これまでに本事業による支援を受けていない者であること

② 対象農地 : 慣行農業から有機農業への転換初年度となる農地

③ 単価 : 10aあたり2万円以内

(本事業は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。)

④ 要件 : ア 将来的に国際水準の有機農業に取り組むこと
 イ みどり認定を受けている、又は受ける予定があること
 ウ 有機農業での新規就農者の場合、地域における国際水準の有機農業の平均的な収量とおおむね同等以上の収量実績があること 等

収量の低下 生産コストの増加 転換初年度は有機表示できない

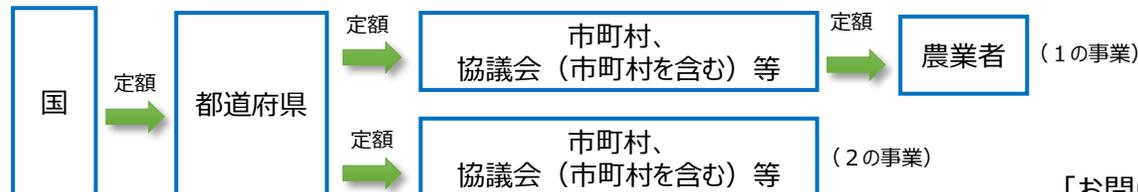


慣行農業から有機農業への転換

2. 推進事務

都道府県、市町村等に対し、有機転換推進事業の推進事務費を支援します。

<事業の流れ>



<対策のポイント>

みどりの食料システム法に基づき基盤確立事業実施計画の認定を受けた事業者が行う、環境負荷低減に資する資材の生産・販売や環境負荷低減の取組を通じて生産された農林水産物を用いた新商品の生産・販売、流通の合理化に必要な機械・施設の導入等を支援します。また、みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う計画の実施に必要な機械・施設の導入を支援します。

<事業目標>

化学農薬・化学肥料の使用量低減等、みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

環境負荷低減に資する取組を行う事業者が、みどりの食料システム法に基づく基盤確立事業実施計画の認定を受けて行う機械・施設の導入等を支援します。

① 支援対象となる基盤確立事業の認定取組

資材の生産・販売の取組、新商品の生産・販売の取組、流通の合理化の取組

② 支援内容

(ハード支援) 認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

(ソフト支援) 農林水産物の調達先の調査、効果検証、情報発信の取組等

※ソフト支援については、基盤確立事業の認定見込み者を含む。

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

地域ぐるみで環境負荷低減に取り組む農林漁業者等が、みどりの食料システム法に基づく特定環境負荷低減事業活動実施計画(特定計画)等の認定を受けて行う機械・施設の導入を支援します。

① 支援対象者

ア 特定計画の認定を受けた農林漁業者

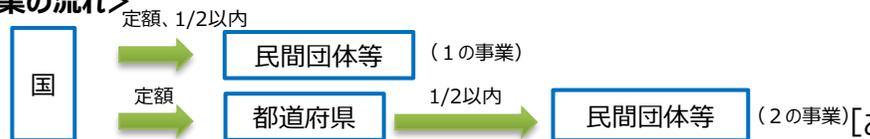
イ 特定計画で関連措置実施者（農林漁業者へ資材・機械等の提供を行う者）に位置づけられた事業者

ウ みどり認定を受けた大規模有機農業者

② 支援内容

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設の導入

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 基盤確立事業の認定者が行う機械・施設導入支援等

<ハード支援のイメージ>



ペレット堆肥の製造に係る機械導入



食品加工施設の整備



区管理のための小規模貯蔵施設の整備

(ハード支援)
交付率：1/2
交付金額の上限：2億円
※総事業費が1億円以上の事業が対象

(ソフト支援)
交付率：定額
交付金額の上限：650万円

<ソフト支援のイメージ>



適用作物の拡大に向けた栽培実証



PRのための展示会への出展



生産者の合意形成のための打合せ

2. 特定計画の認定者等が行う機械・施設導入支援

みどり認定者

うち特定計画の認定者・関連措置実施者又は大規模有機農業者

認定を受けた取組の実施に必要な機械・施設を導入



地域におけるモデル的な取組



水田除草機



堆肥舎

交付率：1/2
交付金額の上限
※1経営体で導入する場合
(機械導入支援)：200万円
(施設整備支援)：1,000万円

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線4850）

ダイヤルイン：03-6744-7186

HP：<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法
基本計画ページ



みどりの食料システム法
基盤確立事業実施計画ページ

